

学校における働き方改革プラン(概要)

プランの位置付け

- ・県教育委員会が実施する「学校における働き方改革」に向けた目標や取組内容等を示すとともに、市町村教育委員会においても取り組んでほしい内容を示すもの。
- ・「学校における働き方改革」に係る基本方針・実施計画等を策定していない市町村教育委員会に対し、本プランを参考に策定を促すもの。

本県の学校における働き方改革の目的

- 教職員の健康保持、仕事と生活の充実
- 教育の質の維持・更なる向上

期間

令和2年度～令和4年度(3年間)

目標等

- ◆県立学校の教育職員の時間外勤務時間の上限時間を、原則として、
①1箇月 45時間以内、②1年間 360時間以内 とする。
※ 文部科学省の指針と同様。
- ◆上限時間の達成に向けて、プランの目標を次のとおり設定。
 - ・県立学校における時間外勤務時間の25%減
 - ・全市町村において県の目標を踏まえた基本方針・実施計画等を策定



取組内容

【教育委員会における取組】(学校と一丸となって、以下の取組を推進)

- (1)働きやすい環境を構築するための方策
教職員の意識改革、教職員の勤務状況の把握の徹底、地域の人材の有効活用、専門スタッフの活用 等
- (2)部活動による負担を軽減するための方策
「運動部活動の指針」及び「文化部活動の指針」の定着 等
- (3)成績処理、その他の事務処理を効率化するための方策
校務へのICT活用の推進、事務処理の効率化 等
- (4)外部対応による負担を軽減するための方策
校外の会議・研修の見直し、学校運営上のトラブルに対応する教職員の負担軽減 等

【学校における取組】(校長のリーダーシップの下、以下の取組を推進)

- (1)働きやすい環境を構築するための方策
教職員の意識改革、職員間の業務の平準化 等
- (2)部活動による負担を軽減するための方策
部活動数の精選、「運動部活動の指針」及び「文化部活動の指針」を踏まえた活動 等
- (3)会議・打合せを効率化するための方策
会議等の運営方法の工夫 等
- (4)成績処理、その他の事務処理を効率化するための方策
校務へのICT活用の推進、学校徴収金の口座振替の推進 等
- (5)学校行事の負担を軽減するための方策
学校の規模や地域の実情等に見合った行事の見直し